

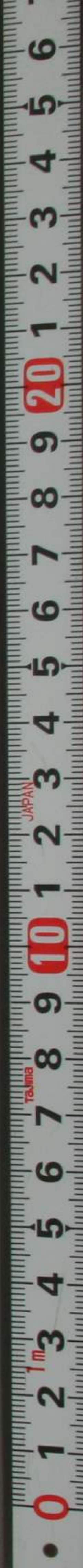
憲教類典

四五下
評定

7部3

2.776

36



憲教類典

四ノ五下
評定

門ヲ保 3
2.770
36

憲法政典



享保五庚子年八月

- 一 法寺公人引負二由進之出入
- 一 法人海東之出入
- 一 法人海東家之引法海東之出入
- 一 引引法法人校負家之海東之出入
- 一 店何引法之出入
- 一 店之引法之出入
- 一 引法之出入
- 一 屋中引法之出入

一 店之志を店徒人の引渡是に依り
 扱りの数毎日を引渡出入
 一 店之志の出入を引渡出入家自引法
 先方の海来り取
 一 以外店之志の法係人自家自引法海
 来り取毎日を扱りの数毎日を引渡
 一 引渡自今引渡海来り取之引渡又引渡
 事

目

享保文庫子年十月廿二日

酒之く清老中 和泉寺殿

永作校以題

公事毎日を引渡出入家自引法
 引渡所出の公事引渡出入の引法
 味は公事引渡出入の引法引渡出入
 引渡出入の引法引渡出入の引法

心代世口後後之用成代官者可善
公事又より評定所論候よりとて皆明
名中因吹使不仕る不叶存候と申先
申よりとて同申由

右之通に仰候之事以吹使及候之

附紙

廿七日七日抄務因備書申出
取書大久保卜野守と申候
海口

先

一 河内守殿に仰書とて致出申度
新成る事と申事と云へ海内申
以好生と前文内急旨立合へと
と通可仕旨と違ふ候に御座
通事申候事と云へ申事と云へ
由申候事と云へ申事と云へ
申事と云へ申事と云へ
申事と云へ申事と云へ

日之由由能可...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...

享保文 享子年十二月廿七日

乙奉行

由由定以保文

右許定之解或曰立人合...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...

十二月

享保五年三月朔日

法善行日記

作田の書

一 借入金相違取引金取之儀、所引之帳目、今も在行所より、不申付、若し然所、事をたゞ、以る或返、書を借引、或かし、金を拂、さる者、有らば、又、あつて、可申、出、不届、之、由、を、記、明、す、之、以、者、旧、冬、お、觸、れ、所、に、引、違、り、の、と、金、取、出、入、之、儀、を、一、統、に、申、出、せ、給、は、給、は、給、は、

お、申、出、之、儀、を、一、統、に、申、出、せ、給、は、給、は、給、は、
し、の、く、日、也、着、く、申、付、大、に、申、出、せ、給、は、給、は、
付、申、出、之、儀、を、一、統、に、申、出、せ、給、は、給、は、
借、金、全、部、を、引、違、り、の、と、金、取、出、之、儀、を、一、統、に、申、出、せ、給、は、給、は、
是、の、由、を、引、違、り、の、と、金、取、出、之、儀、を、一、統、に、申、出、せ、給、は、給、は、
惣、と、申、出、せ、給、は、給、は、給、は、給、は、給、は、給、は、給、は、給、は、給、は、
急、度、可、申、出、せ、給、は、給、は、給、は、給、は、給、は、給、は、給、は、給、は、給、は、

子三日記

享保六年子年

一 被引の旨の如く代法人に就て是迄の旨を
致す事

附紙

是迄の旨の如く代法人に就て是迄の旨を
致す事
被引の旨の如く代法人に就て是迄の旨を
致す事
被引の旨の如く代法人に就て是迄の旨を
致す事

十月十五日兵庫代官の旨の如く
致す事

一 被引の旨の如く代法人に就て是迄の旨を
致す事

附紙

是迄の旨の如く代法人に就て是迄の旨を
致す事
被引の旨の如く代法人に就て是迄の旨を
致す事
被引の旨の如く代法人に就て是迄の旨を
致す事

乙卯年よりの同日よりの
同日よりの同日よりの
十月十日の無庫既度
日事一

高子保五庚子年

遠江守殿の御書
亦有和泉守殿の御書

上
覺

引肩金...
以上...
弟之者...
引肩之...
身之...
身之...
身神...

余も世間にも鬼角余は後と誓ひ
外にも見えたりも是も其成自然と引置
篇を致す可成候事存に是迄迄放
しハ若引置之目除余未成一室可
中廣雜事以回書面一通ハ
余令為仕可とも引置人ノ親お
余令いつハ是の事ハ升可余篇
是の事存在も人ノ可候事候候
者も中候百致也致一可とも

右之通未成候事

享保六年五月

宣統一付一件之事

一 本庄ノ海産物等ハ取ノ之ニ為座
口端仕又其酒粒多く是ノ直每交
出候事

一 親方久月ノ夫婦口端仕之人出訴出
願

一 經全斷法之在之如自之致之旨致之
從父不亦後由許由之致

右之如之如之同格成法之之之條之之
諸之難書之如之也每度許由之條之條
仕之如之如之如之如之如之如之如之
許由之如之如之如之如之如之如之如之
類名之如之如之如之如之如之如之如之
如之如之如之如之如之如之如之如之
許由之如之如之如之如之如之如之如之

中

右名之如之如之如之如之如之如之如之
許由之如之如之如之如之如之如之如之

高保宗五年二月

中山公事
大岡城之如之

享保六年五月廿六日

一向菩提山火中元名在修文の市以味之
者とも官年名を不及中一歳一度
一箇一歳に集るるもさうも修文の
名を双方の程より中一箇官享保六年
年六月十日午日七歳も修文
修文

享保六年五月廿四日

主殿親殿又其格別辛酉科之者子元
とも西之寺中可同の元歳一通り之元
ハ持守之に付外御門禁又成り之の
ふともゆる度持守之元
右之所人百姓を外御門之元
之事さうも一向菩提山通り之元
事

廿四日

右之丑四日致和泉寺殿大之保不致書
而後以書付用可申口家前之書
付之用申及申致作書之

享保六年五月四日

山城之殿後

一 信段人申之先之解之及配人罪也
和曲小之候也之合之許也百事

一 宗前或件未保之候又去裁許候
也一之款事

右之許出之申之出之申之合同は是
是次申之許也 且裁許之候也同
可申也

一 宗申申段人之申申定之候也西
候地申之出入之事

右之許出之申之申之申之申之申
裁許之候也同申也

右去廿四日、八日申、伊豫守中、
出書、予弱、未報地、故、
前、書、甘、
可、中、
一

享保六年辛丑年九月

は、江、
と、
一

廿五日

右、
は、
一

享保六年辛丑年七月十九日

廿七日十九日、
は、
一

二十日

大井甲寅年書知所
越前守織田村正名

長 景清

此書係安祿武部方より入墨可
中なるを以て申敷た方古料
相多しと申すは後述して知
是よりたふらぬ事ありと申す
道中程中より往くは又
各物書より持て可仕

少地より一戸百石の地あり
一石四斗あり一石一斗あり
けり可仕

右神々の地は一戸一石あり
地限之雜儀あり
此より
作由は
後白

丑七月

享保六年申酉年閏七月廿五日

評定所腰裁の目安箱は
出はし分存の後、丹後・美濃
のふれ場におおむねねかき文
但閏七月廿五日建

免

ちりきりし度、所々けし
糸復原にれど、いふに
法事いふに、いふに、いふに、いふに

月二十日、評定所にての腰裁の
小袋、いふに、いふに、いふに、いふに
某の入り、一割取の儀を、宣九の時迄
いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに
いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに
いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに
いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに
いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに

一 由は、並置の儀、いふに、いふに、いふに、いふに

事

一 諸役人をよそ一免和曲那命をいふ事

一 諸部は遠くある時役人かんとおぼしめし
くすむ事おぼしめしし事御す御事
旨おぼしめしし事御す御事

右の事御す御事

一 自分したる久よ官候或も和曲にいふ事
即ち和曲の事御す御事

一 御事御す御事

人よしたる御事御す御事

一 諸部は遠くある時役人かんとおぼしめし
くすむ事おぼしめしし事御す御事

一 惣一々御事御す御事
御事御す御事
御事御す御事

右の事御す御事
御事御す御事

罪科より来るもの一書物をわたくし
替へしものから来るもの一御所の名
茶室書庫名(一)はあつたは又、たさる
者也

丑国七月十五日

奉行

京子保六等世奉国七月十五日

覺

一 ちりきりたるもの所々上假名茶室御所
もなき控舞いし一法外之事一とも
よき之儀々評定所よりあつた一高八日
より毎月二十日十日評定所外之
腰掛之内の箱出並に簡書者持系
之者古く之等に入可なり別限之儀も
正九の時迄之内可なり出入如外御所
定置りたるもの控舞いし一とも
一取上之儀よりなるもの可なり存右之通

一同承知以た是けと品所又た之を
者也

一 市社に寄る之故に有る 御為に奇

成事一也

一 所詔人より所役人位候を以て
亦く控置よあるに由りて所す由

事首より所す可也

右に於て所す事

自分より有るに由りて私に立報是

人への書事申す事

一 所事より所す事

所事所役より有る

一 所詔より所役より有る

申出内或は裁許因は有る事

事

一 惣るに所を不申す事

説を以て載し有る事

右に類し有る事

同——
行

一事物之皆對持
其宿書

丑月七月廿七日 奉行

右邊日

五年閏七月

書解於文

閏七月廿七日

所方

付度日
右之極
外之通

福知寺也

閏七月

享保六年辛丑年八月

評定所訴狀箱の五之文云

- 一 出仕是日之候は是れも一とある候に
思へども
- 一 諸役人は初初曲非分ありて又

- 一 訴状を呈す時其人先きに
水に於て是れありて一と訴す候に
有る候は是れも一とある候に
- 右之類は訴す候事

- 一 自分より直に候候に和紙に
以て人知事事あり候事
- 一 何事ありて自ら候候に
人より和紙に訴状あり候事
- 一 訴状あり候候に是れも一と訴す候に

不中由因或去裁評不海日比与結
中由留為事申

一 甚るるを辨とさる中少少くも事とさる
後慮説を事裁中留為事申

右ノ類を之とさる一書物を別持控
留一を巧事能出さるより深淵行
行留一書物をわく一封一持事
留一海人姓名系名付之者是又
不取事也

廿八日

奉行

享保六年九月十日

評定式日由因付在由向白紙
早うて由は又不及に奉行申之由
判限者可由日前に評定所之箱
之之由由日事申之通り在由可持由
河内守殿に仰候に

右也女は...

享保六年九月十日

所奉行の隠敷女は仕立再

伺

覺

一 隠敷女は仕立再... 家より...

後... 隠敷女は仕立再... 家より...

九月

中山出雲守

大岡越前守

右より遠江守殿旨九月廿八日伺取付
伺之通自今可申付旨因十月廿日
遠江守殿江作事以之付付交
和泉守殿旨廣平之旨由中書奉行因八日
越前守より旨江守殿旨十月廿七日
和泉守殿旨云々

享保六年辛丑年二月

質田地出入裁評

一 惣の百姓質田地事申付上以候今
海方事常任候海田は向去只今進
合の事より三月十日七日日限申
身は之度之日限より不申候事は
流地より付日進の事申付是去
江戸町方の質田地事申付之様
申付之日進より不申候事は向去

利分一割中を之様りて改之形は也
と世可中事

一 質と地裁判之格法前條之通之は度
其政の年月五年以前兩年以專
限之許出外を只今中より裁許を
以流地と成すは分するも然之全
不獲は在出地法角一皮取出者も
之法角とせ可し但流地持合者も
之の地記を抄一とせ之を一年季

年より質と地裁一と成すは之は流り
以之は法角とせしるも流地と成すは
之角より出地とせしるも右之通の法
以之を可しとせ中事

一 自今より質と地裁と合し子借の事
之所より出地と成し二割引之様りて
自前より名目之度は租取も如判可仕
質と地裁と成すは之は流地といふ
向及之少能く之角一割中より利權

盗物に入る可き物に換金言ふ
不可致る一割は利金に貸し借
し一割は貸主の利益に換金言ふ
事一

右之通可き物に換金言ふ事一
可き物に換金言ふ事一

享保六年十一月

享保六年十一月

盗物と不存物取はる事
事一

一 盗物取らるる物に換金言ふ事
一 盗物取らるる物に換金言ふ事
一 盗物取らるる物に換金言ふ事

一 盗物取らるる物に換金言ふ事
一 盗物取らるる物に換金言ふ事
一 盗物取らるる物に換金言ふ事

舟のりあき事

但此物を買拂て代金盗人致

所持の舟を白りて買取たるもの

のりあき事

盗人連を盗人たる名連する

もの事

一 盗人を捕まらりて盗人のあき何方

こゝの物を買取るとも白簿に記す可也

海に若くは買取らるるもの白りて買取

はものより右代金借取せ盗人百通口首

はあはし可也事

右に通自今此定法相極を可也事

事同也事

五十一日

大同城守書

享保六年 丑年

評定所或日至今相定一應之役人

一 寺社奉行

町奉行

寺社御定書

寺社御定書

但寺社奉行町奉行寺社御定書は是也

之奉行之留り

因所立之法儀役人未之

者

一 市被筆

儒者目安漢

評定書

寺社御定書

町定目付

町奉行書

市神理方

市防直

市少人目付

評定所御書

評定所御書
非御用目付中書方何力或人
非御用目付三人御用目付何力

之人 非御用目付

右出書方御書

町奉行書

右大概如左

評定所御書

一 毎月二回

十日

正月十日

十日

右卷中是人

右目付是人

西目付是人

此外之奉行を初め定役人印判より
其由は用ひ公事御儀先立合
留り置之先難波公事若置之時
不殘出席す是を去り合といふ

評定所立合

一 毎月四日
廿五日

十二日

左側宛是人

左目付是人

此外如例立合又は相る公事御儀
之由出— 御奉行立合京都大坂
之外あり之奉行役人七条府之
時去出席す

西寄合

一 毎月六日

十八日

廿七日

正奉行儀之月由之宛より同役

享保六年 丑年二月朔日

一 地所
地所遠

百姓公事祈詔之儀是書

一 百姓とも公事祈詔之儀一 地所之百
姓とも之儀一 地所之相詔之儀一 地所之
今迄之通一 公事之祈詔一

一 地所遠之百姓出入祈之儀一 其地所
より祈之儀一 一 地所之百姓之儀一
地所之儀一 地所之儀一 地所之儀一

近より可祈之由一 公事一
相之儀一 地所より之儀一 公事一
之儀一 一 通一 祈之儀一 一 公事一
事一

右之通向不可祈之由一 丑年二月朔日
和泉守殿町奉行出島定吉の儀
後之儀一

享保六年

公事於味臨之宛之政成

伺書

免

公事於味臨之宛之政成

時之味臨之宛之政成

公事於味臨之宛之政成

公事於味臨之宛之政成

公事於味臨之宛之政成

在味臨

右之通之味臨之宛之政成

公事於味臨之宛之政成

公事於味臨之宛之政成

公事於味臨之宛之政成

公事於味臨之宛之政成

公事於味臨之宛之政成

公事於味臨之宛之政成

公事於味臨之宛之政成

只今より早く評定一座より早く事評定
古事を裁評し、その様子を可仕口白編
路へ宛てて、その代官に代書せし
候より、其の事候旨

伺三通路へ宛てて、
可仕候旨

右より五月十四日伺之通、可仕候旨
所托を以、知事等裁評定一座に
候旨候事

享保七壬寅年二月廿日

毎日式日御召箱出、一重書付入
若くは解去日、其の箱出、一重中一重
所、書付張、是れ其の事、其の事、
白紙より、其の通、候事、其の事、
人封、候様、候旨、候事

同七壬寅年二月廿日

神人追放之事

右神人之名不依る持持を右放し
或る家成瀬所又去て其家所
至神おもはれく子介其
向論之何之要事其
善在吾口を強ひ地所
乃為事之追年終

公候之追放志先
作付の事於此
追放之志先之格
追放之志先之格

追放之志先之格
双方府付の者
追放之志先之格
間之候志格別
右之通可事

享保七年^{乙亥}寅年二月

二年以前子七月大由富福恒長の旨
元より強忍居江可原里候所より取
いし一申書多ると候様御取次より申
付り名細合付方と申すは原里遊致
し原里徳院文下一付り前通る候所味之
取立より申す原里徳院文より取立候
事多し味之旨より付り院文より取立候
事候より申す事候と申す左へ通る事候

江中後々向後徳院文取中より取立候
事候御取立候事候と申す事候より取立
候徳院文より取立候事候と申す事候
見申す程取立候事候と申す事候と申す
事候より取立候徳院文より取立候事候
候事候と申す事候と申す事候と申す
右へ通る向後候事候より取立候徳院文
取立候事候

右之趣向之旨可也達者公

享保七年寅年二月十日

水野知事等啟

追放者之候の旨は書付

向島迄は行は

今度追放仕置は是迄之様な事

作出口より前へ追放仕置の旨の追放

済免之候御中より右御座と申候之上

是迄免可申候上

寅二月

享保七年寅年二月

備所地押之代書仕置同書

公事合子付向山林ノ地押仕置ノ
難事変候之旨は今追を不申之旨

前之國代管中。海子代名地押
為法自今。右之類中。上可為地
即又為前之通。不中。上可為地
寺同の上

富之日

評定所一處

右之書。富之日。亦八日。下。回

山城及山中。出書。中。山城

前。富。弱。本。根。肥。取。指。三。日。所。四

月。形。山。城。及。之。在。行。月。者。七

同之候。重中候。之。核。列。論。所。又。之

林。之。地。押。了。了。一。日。候。七。不。及。同

中。分。在。格。と。と。此。押。中。の。以

享保七壬寅年四月

質田地之候。子。物。也。觸。書

惣。百。姓。質。田。地。之。候。裁。判。之。仕。形。氏

度。改。之。質。流。一。又。不。改。答。之。委

細之類ハ其切定所可ハ其類ハ其切

實四日

十月廿七日 寅年四月

許狀箱に書付入口候子付觸書

許狀箱に半付入口事右左在仕是助
之候より 許はる可候事法候人
之始私曲並に多々事可候事許はる

許証書之時役人不足候候事ハ於是
以り由許可仕由之役所右取付口之
由許候事書候後去年目右候事建立
之礼何文言之由之取之口所ハ其由
之由候所口可取由候事之由候所
不中半毎度許狀箱に半付入口候相
違之事事之由故之由候左之書付口大
とて

一 所方之外より候は候可事候同何

之取也 作行公程との取之度

一 公事合之事

一 自分取之事

右等之取之度は之節にて取後所に出
以て之を以て取之之事は之節にて一應も
不し出摺之箱より事付入の物又取之味
可之取之もは取之之節にて取之趣
相心取之節にて可し出之若右等之
取之節にて取之可し取之趣

又福知の取之者也

享保七年四月

享保七年寅年四月

持筒之候に付は書付

是

惣百持筒中付は候人取或は火附
或は盗賊に付取之節に年竟死罪に

以以神之末末修之其之修之修之
神人自状而後之其之修同之及自
其以之重才科人其之修同之及自
修同之其之修同之其之修同之其
其之修同之其之修同之其之修同之

一 惡事一修一之修同之其之修同之
其之修同之其之修同之其之修同之
其之修同之其之修同之其之修同之
其之修同之其之修同之其之修同之
其之修同之其之修同之其之修同之

問神名安事

一 證修之其之修同之其之修同之
其之修同之其之修同之其之修同之
其之修同之其之修同之其之修同之
其之修同之其之修同之其之修同之

右之所其之修同之其之修同之
其之修同之其之修同之其之修同之
其之修同之其之修同之其之修同之
其之修同之其之修同之其之修同之

以上

右の書が實に面白く、その筋和泉が
は後世の事と云ふに、其の趣在之趣に
如野の書が對出するに、其の趣在之
申すに、其の趣在之趣に、其の趣在之
人先も、其の趣在之趣に、其の趣在之
若し、其の趣在之趣に、其の趣在之
あつて、其の趣在之趣に、其の趣在之
は、其の趣在之趣に、其の趣在之

和泉の故に、其の趣在之

享保七年壬午七月三日

子神限の付に、其の趣在之

一 身神限の事、自今居完、其の趣在之
内家、其の趣在之趣に、其の趣在之
其の趣在之趣に、其の趣在之趣に、其の趣在之
其の趣在之趣に、其の趣在之趣に、其の趣在之

寛政七年

一 取上之可申以神候より日御中
一 取上之可申以神候より日御中
遠白の取上候申より日御中
取上候申より

享保七年五月

追放赦免之事

追放赦免之取上候より日御中

情更政方老申候内
何より格別之取上候より日御中
者候申より日御中

一 取上候より日御中
取上候より日御中
取上候より日御中
取上候より日御中
取上候より日御中

享保七年五月

享保七年寅年五月

永作後

漏紙ケ之申

官舎中ノ付ル者ヲ之ヲ初メテ漏紙ニモ
及ルル者ハ行例ニモ之ヲ初メテ漏紙ニモ
及ル

但官舎中ノ付ル者ハ初メテ漏紙ニモ

格別

享保七年寅年五月

享保七年寅年五月三日

和泉守及ニ伺書

評定前立合之候ニ付伺書

評定前立合之候ニ付申上ル所
子由ルニ付申上ル所ニ付申上ル所
法儀備候所ニ付申上ル所
仕立ノ付申上ル所ニ付申上ル所
其申上ル所ニ付申上ル所
之ニ付申上ル所ニ付申上ル所

乃る由今とてあるまじし時勢あり今を料理
平相也一可物まなれたる好ま
公事人ボた免も道に間存右之
越昔廻日

寛政十四日

右廿日七日旬の通より社中
と極晩よりありしは格より又元
し利限は返りしは格より和泉書
と作かた

享保七年六月廿四日

和泉書殿より

追放の通は付同書

私殿より追放の通は付同書の敷免之候
寺行所に取由の事地元の取に
格よりし候私殿より地元の通は候
所存の通は石切通の由を申す候
所由は格より敷目今と改めし通は
之取申す通一取申す通は地元の

ふたつありて一は心及びその心より生ずる
るを心とす其心は格とて其心は心

心と心と

心と心と心と心と心と心と心と心と心と

心と心と心と心と心と心と心と心と心と

心と心と心と心と心と心と心と心と心と

心

心と心と心と心と心と心と心と心と心と

心と心と心と心と心と心と心と心と心と

心と心と心と心と心と心と心と心と心と

心

心と心と心と心と心と心と心と心と心と

心と心と心と心と心と心と心と心と心と

心と心と心と心と心と心と心と心と心と

心と心と

心と心と心と心と心と心と心と心と心と

上総実光陽郡石神村

百燈

平三信

大寺寺母高直人
安徳市平を殺す者

右之者安徳市平を殺す者市平
事之弟、不之知也、其の弟親高直、安徳
の者、之候、之と持、忽、安徳、
市平、一、並、あ、之、の、も、安、徳、市、平、
對、一、以、及、述、し、何、之、中、合、も、世、之、者
中、之、身、た、り、人、の、み、そ、不、子、候、れ、お、成、候、

上、任、所、を、接、可、中、ら、つ、あ、ら、ふ、と、り、初、之、お、成、
之、之、之、の、身、り、地、所、苗、次、市、方、ま、く、ぬ、
は、い、り、初、之、可、成、候、

一 市平死骸、片、を、可、成、候、

享保七年寅年六月

洋定所箱、之、隠、建、札

毎月、式、日、所、出、箱、出、一、五、書、者、可、入、合、名

以所去目亦百箱出— 中— 希以所
書甘張を以者あそく不痛た 向後
右之通之候も之口り子建設人封
し任焼控可とも也

寛古月

享保七在寛年七月十九日

上迄口書及御は目り所自今書而之

通可やは首もあら

盗よ入又物よく候甘ん者之事

一 盗よ入又物よ— 家内— 其の候

其の候候もあら— 其の可也候候

— 其の候候もあら— 其の可也候候

盗よ入又物よ— 家内— 其の候

其の候候

一 盗よ入又物よ— 家内— 其の候

其の候候もあら— 其の可也候候

死罪

右の格と申す盗取の雜物を指すに
取返すはと申す右の通可申す

享保七年寅年五月廿五日

非人然る事申す

覚

山城守殿長保申すの事申す

此の事合名申す旨宛初分漏らさる
と云用事付仕候儀行例に申す事
類ハ格別申す旨申す事申す旨
申す旨申す旨申す旨申す旨
相心付可申す旨申す旨

右の通寅年五月廿五日山城守殿相目
間より取置因揚書中山出雲守
伯耆守

享保七壬寅年二月七日

追放免之候事付申書付

追放免之候事付申書付
追放免之候事付申書付
追放免之候事付申書付
追放免之候事付申書付
追放免之候事付申書付
追放免之候事付申書付
追放免之候事付申書付
追放免之候事付申書付
追放免之候事付申書付
追放免之候事付申書付

右ノ事寛政七月七日山城守殿之申付申書付
申書付

享保八癸卯年二月

大目録前より取至晒之
之の候事付申書付

晒紙

一晒者之候事付申書付
日本橋法之町礼儀之向
東之方晒紙之旨申書付
是を安因之旨申書付
付晒紙之旨申書付
晒紙之旨申書付

申書付

一 控札を因人より前日建 置りし

一 番人をも谷にまのまの出入を因人より

致し急し一 所出右小庭に因人一 所

在り

一 因人控物より候物も官平屋より候

夕候も場所 官平屋より運出候

とせり

一 実指指候物建置も番人所か出り

一 因人をも毎夜を出入し一 所出も番所

官平屋より年々同く是人日同く是人宛

控令四人官平屋に候哉因人をも出させ

場所又は左係系晒はを見届番所

并得る每晚七時因人官平屋候し

常も右に通り方同く所出入不連場所

致させり

享保八癸卯年二月

男女中合ましくあるは高之保自今
と死骸を取捨一方存命なりつて
中付て死骸吊り事停止可中
付り又双方とも存命なりつて
さうり一日と遊人手中に可中付事

一 惣るは形給及紙着加好目粗言なれり
左又右に仕りある若果白くとも
中付事

右之慈良 作中同所中可中弱知
者也

享保八癸卯年二月廿八日

和泉守殿上

付度之虫取し、その法は
後世尋子付め付書有る也

一 付度之火取し者七人、一因又
二日奉也、一日由鶴より一日由
由鶴より一日由由鶴より一日

心口各由門外より

右に通ふ日さし一とさし一とさし一とさし一とさし一とさし一と
中付式も同様の事

詳定所一程

安部武部

山川安左衛

卯四月朔日

右之通書上の祈ま好首文

書上

史記之まのく後さし一と祈之候文違

之ヶ所と申すはとも外武ヶ所は坊

之ヶ所より一とをヶ所又一口見さし

引也一はよき不及右所と云種書

之犯をさし一は後まうくも建金

可申は火眾場解之候水川より度

清きよる度七人一同一とをヶ所より

はは是可申す

右に通ふ御少河原に法談仕り所

晒所も坊より引也一はよりを授

人より多し存可也或云存可

一 古河の城所より昌平橋外赤坂門外
可也存可也

一 大塚より北の庄は並馬場より一里あり
指紙中より南より通及所少鎮城
より一里あり存可也

四月

評定前一庭

右之通書より存可也同日之通可也
音和泉より殿所存可也

享保八年卯年六月七日

和泉より殿所

京都町奉行より一里あり評定

裁許可也

山城

大和

近江

丹波

大塚町奉行より右日所

接陣
河田
和泉
播磨

享保八癸卯年八月廿七日

質地之候より申書付接陣田

留申書付申書後

覚

一 去々丑冬中未獨質地ノ於治地又不成
却判り之ニ所右ノ通ヨリ申書質地治地
一 申書成爲却申書通感いし之
有之今全報之候より治地ノ申書
申書より申書申書九日より申書申書
通之申書申書申書申書申書申書
申書申書申書申書申書申書申書
申書申書申書申書申書申書申書

五年以來高印官中述古新又
私印子之實地年紙之清房一以裁
判中其說文改其分其派之通可
其下其物見其之其對其之實地一
以印一印其勝其改其之車一

右此首之可守者也

享保八年八月

實地出入裁判之後今其改
別紙之通其代官其其解其間

私印方其之後右之越可其
其其其

卯八月

右此通書其其其其其其其

卯八月十九日其其其其其其其

其其其

右此實地其其其其其其其其其

書

惣の能く地を所しぬと裁許は本年敷を
定む所を何十年の間に右の所見地より七
敷限を全くとし仕りし所能く地三年
季五年より十年迄くふる年季
間々五年より十年迄くふる年季
年季より何十年迄くふる年季
明正十年迄く由は所出りぬと裁
許中何れも右の通より年敷
所より何れも右の通より年敷
一統は季保

元申年以來年季の所は所見地出所
出りし所と裁許可なり所より年敷
年季の間より何十年迄くふる年季
ありとす

卯八月

享保八癸卯年八月

所見地之簿子付書目書付

一 申年以來之留地之金銀小比金銀席
許由は各々其金言ふ意一 日切從文
此 作付る白路の石支海口の地を
流地之可也 作付る事有也

附留地之事有也 揚子江
小作流す之許由は此小作何れ
高比とも前之双方定之由は從文之
通日切可也 作付る事有也
此方流地

留地之條書西之通可也
此方

一 去小作流り金言ふ意一 日切長
程中各石支海口の事有也
あるも留地之條書西之通可也
此別小作流りは又金言ふ意一
日切長程中各石支海口の地而金
此は爲る取返小作流り之事有也
可中可也

一 惣地より母より名田小作地
是又治一日限中付不取海は
土地所も地直に取込一小作人
と身持限り下中付に

享保元 申年 以前之出入を許出昌
変首は書付申年以前は取付たしと
惣地之記文又申一年以前は取付
る後年未申年と取付及申年以前
出たりは取付申年以前は取付

享保元 申年 以前之出入を許出昌
元申年以前は取付申年以前は取付
小作ともは取付申年以前は取付
以来惣入いこい分斗は取付
け取附紙

申年以前は取付申年以前は取付
小作ともは取付申年以前は取付
以来惣入いこい分斗は取付
申年以前は取付申年以前は取付
小作ともは取付申年以前は取付
以来惣入いこい分斗は取付

書面之通名は加戸に在るハ
其の古名は龍人判りて也
加戸の古名は龍人判りて也
其名は借りの名に在る也
龍人判りて也

地方附紙

水代郡の地は古くは龍人判りて也
其の古名は龍人判りて也
加戸の古名は龍人判りて也

一 漢田地之傳は西平の南に在る也
其の古名は龍人判りて也
加戸の古名は龍人判りて也

地方附紙

西平の南に在る也
其の古名は龍人判りて也
加戸の古名は龍人判りて也

事但五合者右の准一

卯八月 留没

享保八癸卯年九月七日

右近将監取後

寺社奉行

水戸殿付を別以事又付

は書付

小普清酒井隠岐守組

又全清通候

堀越左内

右田事一由持持取りとのより可

張 右殿は得光親任候之事の旨

至そ候は以後父の御旨を承取之候事

候 候者もあは

右之通隠岐守の中流の間可候

候事

水戸及中間

傳右馬門

據云之口指とも印戸又矢指之口候
七女何之口在存口也一可矢是也
冒可之口中邊口

東叡山辰池ノ端件所

月行事

五人組

色科之戸
下科之戸

右之通左述抄監殿中後之口上之口
こしこし出井仔候旨諸訪美濃曾久松
大和守人江作也

享保八年中九月九日

免

只今申之口色科之口又戸ノと二重也
答不申之口候也重申科之口也色科

以之... 及中... 格... 主... 自... 金... 高... 人... 科...

一... 右... 右... 右... 右... 右... 右... 右... 右... 右... 右...

与るも牙就かきりし中ね更なる後
至料全石是よりて為人所こし其の
一十あ日切し出しん格又是と金中
付り申

一 徳持を去りし其のこ候も乃と料身辨
限り申す候事と申す可り申す候事
と申す右の准一と料言と可申す

申す日

右と通書は申す用方申すに用可

此の由は申す候事

享保九年辰年二月二日

別小他人滞り申す候事

別小他人滞り申す由訴出候時日御海
方申す候事目切も申す候事
と小他人身辨限り申す候事
所持之田畑申す候事

辰三日丁巳

主殺親殺又夫捨割、重中、科之、之、之、
子、之、之、之、可、何、之、親、親、之、採、之、之、之、
右、神、之、重、科、之、之、之、所、之、之、之、之、之、
若、之、之、之、之、若、之、之、之、之、之、之、之、
同、罪、又、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、
一、道、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、
樂、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、
右、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、

古又、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、
辰三月

附紙

右、述、抄、監、及、之、之、之、之、之、之、
眾、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、
次、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、
所、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、
野、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、

此是通回遊之遊之成文言
考合獄門又古同之亦遠語之
作字之大同之因眾
之所同在不甘亦在是之亦
同其五之亦在亦之亦
主數親教格別之意神之親
類之也其在世之亦可其
以服重之在也書之
格之在也其也

享保九甲辰年二月

二日古四日抄年亦抄年之也
其也其也其也其也其也其也
其也其也其也其也其也其也

二筆階
卷既全
二賜百文

一二三四五六七八九十十一十二
十三十四十五十六十七十八十九二十
二十一

右記拾遺之四何進ありとも書接後
封中是を巻既一掃之懐紙と名付
是當金元字より取らるる中は附は右
右記拾遺之四より付之巻既一掃
是よりくは中と名付は是之點裁を
中なる之ともよきありは巻既一掃は

定之通金部ありは又或の爲は
好しも是の右行進は掃を一掃は成
漢百文一取中の事

一 之定一句と中は右は是は巻既一掃
是よりく可きこと存はを部拾遺
之四より中は掃なり出は科十積
右部中は是を走白と中は右は
通付は是の之ともよきは後不定
し事より好は五つは由よりくあり

中印と存一五つをわづらひ出さ
しりや五車と是を一句分より五
文亮より五つ分計百六十文出り
けと七車八車をと成右に割合
出法増中事

一 句拾ひた方より里計句取集會
持系仕点者とも別身立人全封京
墨より懐紙宛き見り云々と
苗の者とも巻既一勝全計宛

中印の多し者とも二勝百文免
せり事

一 所より集に二付句は四つ
巻既一勝多しは巻既より不
仕は簡点者全元より自今全出
り者とも事

一 所より付其句を改見
り者を別身と云ふ別身句
見りとも巻既一勝より句多し

中は明を上品の令先換集の間に封
之巻附一勝を外と列産く白拾九
不存に格との暫中のみ是相變未之
要以賽杯を以て以格とくは産の格に
以格と目と望との中事

一 右之望も法も之勝出に以て毎交
少く宛と殘殘法用由産の也り又
是中有人全久子強法に若く又中
為少くは若く大分法用由之也事は産の

早も先何し之道より之産品者令先換
不仕に事

右之望附之候未得に所以越又中
則云と仕に以て

享保九年二月

享保九甲辰年四月十日

黃廷院

青木右活口題

廿五日

版室勝之助

右勝之助係長女帝方子押辺可也
其母曰長女帝方子押辺可也
其母曰長女帝方子押辺可也
其母曰長女帝方子押辺可也
其母曰長女帝方子押辺可也

思古以由兵 作出以

享保九辰年四月十日

右子竹其子帝係其番遠之思之
控

享保九甲辰年閏四月

成書付

遠海死罪者同之事

死罪遠流追放可中甘者之候去
前之之通可及未同右之升其是
之分去同之不及其始先死罪遠
流之候以者之一件之由之候
其仕是之有未同可中

但惟可申仕是者之候在可申百
難變又候之可同也

享保九辰年同四月

享保九辰年同四月廿六日

其老申由列座之之在候
其作後之候由書也

同四月廿六日於相目間其老申由列座
對其書殿之在候其作後之候由書
其用向之候其申 其今申之候其
其申之候其向其申其申之候其申
其申之候其申其申其申其申其申
其申之候其申其申其申其申其申

享保九年辰年五月

覺

所方世代之在如思序之候古年以前其年
全銀を對之出納が及右由入五之由るも
只今中々不ヤ此の物も所遊世に於て
町と地借し地借り別る不借も成定家
在津之町新及社の中は成る程にけ候を
元來對之の節との邊早免と年首同前之
候も〜 滞りなきとた久地借者候

後取置の候は成る程に町地代店賃滞之
候も裁許仕可物候ときな及に津方田物
在中に在る候不借の由り、多人身跡限
取上店立等

一 右し通する候に受替消申しり之地
後店賃人ら成り是又不借より
身跡限の由り存候候是人金に成る
事人重なる候候に申中候に其候
中不借候とて成る候に成る候に

以

辰六日

西附札

以後同之通向不可不裁評

右と居合月言お出御監度と云所

同古言西附札之通あり知海同志。

所之若るるに中後

享保九甲辰年六日

所寄札が宿る一の引取

相向

は南地出のありてもの者ありては成

引合人云之時去つる所拂り可也

也

西附札

伺ふ通可なり候也

一 遠近もとの南地と東に宿り候所

みまら係あまのよく科年之款在る
宿科をく厲さく能るは其後在る
善後報りも江戸名者名口も其後
之海操るも是も後可なりと右科之
ものなるも江戸名者名口も其後

右も同らに

あつれ

江戸名者名口も其後在るは
其後在るは江戸名者名口も其後

江戸名者名口も其後在るは

江戸名者名口も其後在るは

江戸名者名口も其後在るは

江戸名者名口も其後在るは

江戸名者名口も其後在るは

右も同らに江戸名者名口も其後在るは

江戸名者名口も其後在るは

享保甲辰年十月

覺

西多地出生之客者一神也其人多也
設又成日及後方も其之也の心可也
拂可中名も若之ん及又上仕也
何之と死涙可中名も
右之通也其也其也

十月

附札

大同越前守

一任所美濃守

与社河是行は其也其也其也
其紙面之越前守其也其也其也
外之存其也其也其也其也其也
中名

右辰十月十四日對高野殿上

高深九甲辰年十二月

覽

一 所中久懸寸切多快付并額名快子付
后しも根又久懸高当名久名高在
物は好しも番所快而消名中名高在
口名高在之口信之右之快而消附口名
自今右之通名自今も中名高在
可なりと云ふ事

一 所中久懸寸切多快付并額名快子付

分高名有しも中番所快而消名中名高在
出高名有しも中番所快而消名中名高在
名高名有しも中番所快而消名中名高在
名高名有しも中番所快而消名中名高在

但し中久懸寸切多快付并額名快子付
西立の祝歌加列の仕名高在
禮文名高在可なりと云ふ事
准名人高名有しも中番所快而消名中名高在
可なりと云ふ事

右傳の諸の條に官初格面とあるは
之通名主加判仕品名主五人に從
添介とあるは官初格面とす故に
引越はとも之所之名主五人に從
中少格面添介とす

一 他所の條に官初格面とあるは
官初格面とす人官より格人
由格面とす格人とは官初格面
及所の條

但名主之方はともあるは形同
以中

一 右傳の條に官初格面とあるは
格人より格面とす可なり所
内よりとも不及格面とす

享保九辰年十二月

享保十三年四月

島岡屋之覺

瀬戸物所家主

高之清

同所九右衛門店

茶 三清

元山田系町善吉店

七 岩清

室町小右衛門店

七右衛門

長濱所元右衛門店

二右衛門清

右子人之者有為之或之同在

小右衛門

右之者有法道有之口所存之者故

海國有之者加可中右之通高時

右人... 同在... 故...

若人數不足者後以... 宜言... 味
人數多者... 格... 可... 什... 四... 中... 中...
... 減少... 任... 任...

己酉月

大... 統... 前... 書

... 防... 務... 善... 應... 書

享保十一兩年五月

... 之... 善... 新... 之

一 福... 年... 吹... 味... 之... 後... 之... 行... 見... 合... 款... 詳... 何... 情...
... 說... 文... 又... 古... 中... 情... 而... 多... 以... 說... 接... 接... 日... 後...
... 上... 古... 之... 大... 意... 耳... 書... 為... 因... 一... 肝... 要... 之... 引... 之...
... 上... 古... 中... 之... 自... 身... 數... 亦... 之... 後... 之... 善... 款... 也... 亦... 以...
... 且... 又... 古... 中... 情... 而... 多... 以... 說... 接... 接... 日... 後...
... 右... 之... 情... 而... 多... 以... 說... 接... 接... 日... 後...
... 說... 接... 接... 日... 後... 說... 文... 之... 文... 之... 之...

西に中車、之の敷、小の敷、西に中車、之の敷、
西に中車、之の敷、右に中車、之の敷、
西に中車、之の敷、右に中車、之の敷、

一 只今、通に、御所之、給、是、紙、を、以、紙、に、
通、之、ら、の、方、敷、之、に、成、る、を、又、分、に、給、敷、
間、向、は、紙、紙、の、止、白、紙、附、れ、之、肩、に、
紙、方、は、分、方、見、合、方、方、方、と、之、之、頭、
只、今、と、書、き、分、に、紙、の、合、合、合、合、合、合、
紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、

紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、紙、

年号月日不知

少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、

景

一 西、中、車、之、の、敷、を、不、捕、是、出、口、紙、又、之、
紙、出、口、紙、右、西、中、車、之、の、敷、を、不、捕、是、
出、口、紙、之、の、敷、を、不、捕、是、由、中、車、之、の、敷、

根よりお札のりぬる者も人より重く
要事たる能く授けしりよおわくを
理候可きこと惣新課料と者候
許出よおわくは同敷たるといふ
之料を免れ候と懸をのり
至る事可き事

字保十三 戊申年五月

法持人死罪遠隔文感
一併之内所人百姓
常神事とて
小里器可き事
以事

惣と所人百姓一合の
許はより仕候
論候とて

右之箱之條に及なりて其母人百姓
神を乞ふ事又りし事とて若くは通る
難成る事とて同く申す可き事とて可
知なり向はる事とて申す可き事とて可
可なり事

享保十三年申月

享保十三年七月五日

此の如人之由評定所第の事書入り者
後五之由右箱之條に及なりて其母人百姓評定
た免又由五之由右箱之條に及なり
上之由是の條に及なりて其母人百姓評定
第一之由評定所第の事書入り者
此目付之條に及なりて其母人百姓評定
評定所箱に及なりて其母人百姓評定
此評定所箱に及なりて其母人百姓評定

己七月

享保中乙巳年十月

物出後候之次第なるは其の書物に通じ
後評之序の序之序にても其の序に
在りて新規に如評定所載評場を建
之候之序の序に候も其の序に候可
之建之序に候も其の序に候可
別序の序に候も其の序に候可
其の序に候も其の序に候可
其の序に候も其の序に候可
其の序に候も其の序に候可

一 寺社の人を初は後候に付其の序に候可
度之書物に候も其の序に候可
其の序に候も其の序に候可
其の序に候も其の序に候可

一 其の序に候も其の序に候可
其の序に候も其の序に候可
其の序に候も其の序に候可
其の序に候も其の序に候可
其の序に候も其の序に候可
其の序に候も其の序に候可
其の序に候も其の序に候可

一 産之西に用之者物又其因設
並と邊ひに者物は其致るも其之由
あつたに其格之候に未可なるに用ひ
事

一 近來に其甚き處に其建設は其招き
か為候に其由地方に其格又其
可成之に其事其格其致る候
其合可成に其事其格其致る候
其格其事其格其致る候

相設可成之事より其地方に其格其致る候
定存より其格其致る候其格其致る候
其格其致る候其格其致る候
一 其格其致る候其格其致る候
其格其致る候其格其致る候

此

享保十一年年十月六日

松平左近将監殿 奉作候

二七五行

一 科主之通電 只及承後 承後之承後 承後之承後
候 承後之承後 承後之承後 承後之承後
伯父を甥と尋ね候中 甘んず申上り候
事 承後之承後 承後之承後 承後之承後
作 承後之承後 承後之承後 承後之承後

二月

享保十一年年

遠海者藏方之事

一 大勢者遠海之者 承後之承後 承後之承後
候 承後之承後 承後之承後 承後之承後
事 承後之承後 承後之承後 承後之承後
承後之承後 承後之承後 承後之承後 承後之承後
承後之承後 承後之承後 承後之承後 承後之承後

右之通電 承後之承後 承後之承後 承後之承後
承後之承後 承後之承後 承後之承後 承後之承後

五月二日

享保十七年五月

吉野所より法外殿へ書之奉事

大目録前書掛り

右所相坂所部目録

名目平因卷毎に也者

七十九巻の方より迄

平右衛門

右之者は仕立之儀に付評定前之座
には尋之る所死罪可極方書付是外
知寄所又あやしく右之者阿そ九法外
成仕方より法外も極き物より何之
身も至之勢より好む死罪より及目
あはれ之勢之者之外より一より極
よりより目録座より控より可致意外
以事よりある由より合意より及目及後
右より海死罪より成る後より遠

清平の巻

但刀をもちて首を断らんと平右衛門
法外波一はく是れ亦も可なり
若し果ては清平死罪たるは
可なり

右之通可なり

十一日

享保十七壬子年

評定所箱付状者附之候

由書付

評定所前箱付状者江戶
箱付之候に付新付之候に
申付候に候又申付候に
近郊あるに日隔より申付
申付可申付候に候に候
申付可申付候に候に候
申付可申付候に候に候

中世より此の類可なり

但當世より此の類あり

可なり此の類あり

此の類あり

享保十八年五月十日

羅神子成り者之親類甚多是之内

親類之親類も日數減

右之通之類は好も向後之親類

之親類以前之類之類より

又之親類書之字載出是より

向後之類は親類之類中出

ハ定之通可なり是之類は

在以此同類向後可なり是

作也

享保十八年八月十日

月夜

左近将監

Handwritten text in a cursive script, possibly a name or title, located at the top of the page.

Small handwritten characters or a mark, possibly a date or a specific reference.

Main body of handwritten text in a cursive script, consisting of several lines of text.

